

## 平成21年度第1回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成21年6月5日（金） 10時00分～12時15分

場所：成田国際空港株式会社東京事務所

出席：委員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）  
白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）  
筑波大学法科大学院 藤村和夫教授  
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授

N A A：林常務執行役員（工務部長）、加藤常務執行役員、大久保常務執行役員、末吉執行役員（工事部長）、林田執行役員（総務部長）、平山関連事業部長、鈴木調達部長、鈴木給油事業部長、持田滑走路保全部長、横山施設保全部長  
総務部、調達部、工務部

議事：

### 1. 大久保常務執行役員挨拶

### 2. 契約状況等について

調達部、工務部、給油事業部、総務部より、工事等に関する契約状況、無効案件及び不調案件の状況、随意契約理由、取引停止措置の状況について説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
公募において1社だけが、他社よりも突出して低い金額で入札したものの、当該社とは契約に至らないケースが数件見受けられるが、これには特別な理由があるのか。	ご指摘の案件については、当該社の見積内容に不備があり、有効な見積ではないため、最終的に、辞退又は失格となったものである。
公募を行なっても、1社しか入札に参加しないケースは、最近増加しているのか。	一般的な工事ではあまり見られないが、設備の改修工事といった、特殊な工事については、入札者1社のみといった場合がある。
公募を行なう際は、当該工事の近隣で施工している社であっても、専任技術者を置くことが条件であるが、随意契約の場合は、技術者の兼務は可能であるということである。	公募において、技術者の兼任を認めた場合兼任できる特定の社を優遇する結果となるので、公募の趣旨に反する。したがって、制度の変更は考えていない。

<p>結果的に、公募が無効・不調となって、時間とコストがかかってしまうのであれば、最初から公募においても、技術者の兼務ができるよう、制度自体を変えることも検討してはどうか。</p>	
<p>取引停止とした社の中には、取引停止期間が、規定の期間よりも短い社があるが、これはどのような理由か。</p>	<p>事業者が自ら関与したカルテル・談合について、独占禁止法の違反内容を公正取引委員会に自主的に報告し、課徴金の減免制度が適用された事業者については、取引停止期間を規定よりも短くすると規定している。</p> <p>ご指摘の事案については、上記の条件に該当したものである。</p>

### 3. 低見積調査について

以下の3件について、調達部及び工務部より低見積調査の状況について説明。

第2 貨物代理店ビル附属棟外壁塗装他工事 H20 : 落札率 60%

G・T 誘導路舗装補修工事 (平成 20) : 落札率 74%

第1PTB カーブサイド耐震補強等実施設計 : 落札率 57%

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>低見積案件においては、特に施工管理をしっかり行なう必要性があり、耐用年数まで見ないと、本当にコストダウンができたのかというのが分からないので、その点に留意していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおりである。</p> <p>なお、現時点における工事の出来栄については、十分満足のいくものであった。</p>
<p>低見積案件における工事の品質確保という面から、NAA で特別な体制をとっているのか。</p>	<p>特別な体制をとることはないが、調達部から工務部へ低見積である旨通知し、工務部は当然通常の施工手順が遵守されているか確認をしている。</p>

<p>低見積案件において、工法、見積、契約の経緯を蓄積し、技術者の目で10年、20年継続的に見ていき、契約時の判断は正しかったかどうか将来もう1回考えてみるという視点があれば、結果的にクオリティの高い構造物を購入することができるだろう。</p>	<p>ご指摘のとおりである。</p>
--	--------------------

4. その他

子会社における調達規程等の必要性について、総務部及び関連事業部より説明し、具体的な契約事例として子会社と随意契約を締結した「G・T誘導路オーバーレイ灯火改修工事（H20）」に関する工事概要及び契約方式を、滑走路保全部より説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>安全性守ることは、公共交通の一翼を担っている会社として大事なことである。経済性を追求するあまり、安全性を無視した結果、大事故が起こったケースもある。子会社における調達規程等の整備にあたっては、経済性・公平性・透明性を担保するための軸を立てると同時に、安全性に関する軸もきちんと提示できるようN A Aから指導していくべきである。</p>	<p>まず、調達の過程を規程化することによって透明性・公正性を確保した。</p> <p>次に、経済性の観点からは、特殊性や緊急性を要しない、一般的な契約の内容については、きちんと競争に付すこととしている。</p> <p>安全性の確保については、一番のポイントは業者登録だと考えており、施工能力や経営状況をチェックしたうえで登録し、競争契約と随意契約に関わらず、安全性を確保することとしている。</p> <p>これによって、経済性と安全性のバランスを取ることができると考えている。</p>

5. 全体を通しての意見

<p>委員からの意見</p>
<p>特になし</p>

6. 林田執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成21年11月6日（金）に開催予定。